

凡例

- 一、本資料集は、菊池武夫関係史料のうち、明治八（一八七五）年から明治二十一（一八八八）年に至る日記七冊を収録したものである。本集の目次にあるとおり、その他の日記については、今後順次翻刻していく予定である。
- 一、史料の収録にあたっては、できるかぎり史料の原形をとどめるように留意したが、次の点については改めた。
 - 一、原史料に表題がないものは内容に則して適宜付した。
 - 一、漢字は常用漢字表を使用し、常用漢字表にない漢字と人名については原文通りとした。
 - 一、仮名は現字体の文字を使用し、仮名づかい・送り仮名は原文通りとした。
 - 一、合字・あて字は原文通りとした。
 - 一、欄外の書き入れなどは、該当部分に（注記）等を付し、その内容を史料の後にまとめて記載した。
 - 一、朱書・抹消・加筆・訂正などがある場合は、該当部分を「」でかこみ、その右肩に（朱書）・（抹消）・（加筆）・（訂正）と記して明示した。
 - 一、史料中に疑義が生じた場合は、該当部分の右肩に（ママ）を付し、明らかな誤りと思われるものには該当部分の右肩に（ ）を付して正しい字句を記した。
- 一、史料欠損などの判読不能部分については、字数の推定できるものは字数分の□で示し、字数のわからないものには□□で表示した。
- 一、原史料の形態や内容、また日本文と英文の違いのため、本集では以下の点で翻刻方法に留意した。
 - ① 史料の1から3までは原本の破損がひどいため、原本を底本としながらも、一部の破損箇所については、『菊池先生伝』（昭和十三年刊行）と第四集に所収した史料から補訂をおこなった。
 - ② 史料の4と5は原文が英文のため、参考として英文の後に日本文で要旨をそれぞれ付した。
 - ③ 史料の6で、金銭出納帳の部分は書き込みや数字の訂正を分かりやすくするため、数字の訂正箇所を「」でかこみ、その右肩に（訂正）と記し、訂正後の数字をその下に記した。また、史料中の小口書については、史料本文との混乱を避けるため、小口書箇所*印を付した。なお、日記の頁数を本文中に（以上○○頁）と記入し、各頁ごとの記載内容がそれぞれ確認できるようにした。
 - ④ 史料の7は、原本の日記部分が縦書、金銭出納帳が横書きで逆帳の体裁となっているため、本集でも金銭出納帳を本集末尾からの逆帳とした。また、金銭出納帳には朱インクが多用されているが、黒インクとの使い分けの意味を考慮して、それぞれ該当箇所を「」でかこみ、その右肩にそれぞれ（朱書）・（墨書）と記した。また朱書の数字についてはイタリック体とし、墨書の数字は立体で表記した。金銭出納中の数字の訂正は、訂正箇所――（抹消線）を重ね、その上に訂正後の数字を記した。訂正数字の朱書についてもイタリック体とした。金銭の合計または差引額の記載が、検算した数字と合致しない場合は、合計または差引額の箇所（ママ）を付した。なお、金銭出納帳の頁数を本文右端に（以上○○頁）と記入し、各頁ごとの記載内容がそれぞれ確認できるようにした。